

# ししま

広聴電話



この電話は夜間・休日でも  
利用できます。

## 昭和55年4月1日入園予定児童数

東福祉事務所管内

施設名	所在地	入園予定児童数					計
		0歳	1歳	2歳	3歳	4.5歳	
駒込第1保育園	駒込 込7-7-22	9	13	4	3	5	25
駒込第2保育園	駒込 込5-1-3	9	2	8	0	0	19
東池袋第1保育園	東池袋 池3-15-20	1	9	0	0	4	22
東池袋第2保育園	東池袋 池2-9-1	1	7	2	3	2	14
西池袋第1保育園	西池袋 池3-12-12	1	15	4	3	6	28
西池袋第2保育園	西池袋 池1-1-13	8	4	11	1	0	24
西池袋第3保育園	西池袋 池1-2-14	9	3	7	0	0	19
南大塚保育園	南大塚 塚2-36-3	9	2	9	0	0	20
東池袋第1保育園	東池袋 池2-60-19	9	3	6	0	0	18
東池袋第2保育園	東池袋 池2-34-1	9	0	5	2	5	21
南池袋保育園	南池袋 池3-17-4	9	2	3	4	0	19
池袋第1保育園	池袋 池3-39-11	9	2	8	0	0	18
池袋が谷保育園	池袋が谷 池1-34-5	9	2	5	8	6	30
高島保育園	高島 島1-24-14	1	10	9	1	2	22
〇草草保育園	南大塚 塚1-10-3	1	15	21	1	14	57
〇マハナ保育園	南大塚 塚2-36-17	1	1	15	10	3	34
〇日の出保育園	東池袋 池5-20-11	1	1	1	8	0	8
〇すずらん保育園	池袋 池3-7-7	1	1	10	0	0	10

東福祉事務所の受付区域  
駒込1-7丁目、西池袋1-5丁目、西池袋1-4丁目、北大塚1-3丁目、南大塚1-3丁目、上池袋1-4丁目、東池袋1-5丁目、南池袋1-4丁目、池袋が谷1-3丁目、高島1-3丁目、目白1-2丁目。

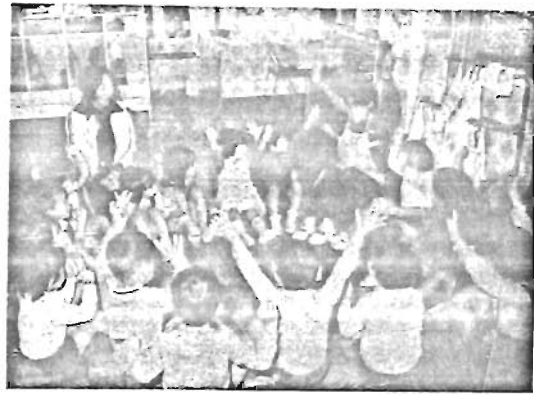
西福祉事務所管内

施設名	所在地	入園予定児童数					計
		0歳	1歳	2歳	3歳	4.5歳	
西池袋第1保育園	西池袋 池2-25-20	9	2	12	1	6	30
西池袋第2保育園	西池袋 池2-22-18	9	2	9	3	3	26
池袋第3保育園	池袋 池3-4-5	1	13	4	3	5	26
池袋第4保育園	池袋 池2-10-19	1	4	7	5	4	21
池袋第5保育園	池袋 池2-17-51	9	2	2	1	0	24
池袋第6保育園	池袋 池2-10-19	9	2	13	1	0	27
池袋第7保育園	池袋 池4-1-14	9	3	3	3	0	20
目白保育園	目白 白5-18-19	9	3	5	3	0	20
南長崎第1保育園	南長崎 崎5-23-7	9	3	5	2	0	23
南長崎第2保育園	南長崎 崎3-2-21	9	1	2	2	0	14
南長崎第3保育園	南長崎 崎3-7-7	9	1	15	4	0	25
千早第1保育園	千早 早1-38	8	4	11	1	0	25
千早第2保育園	千早 早1-40	4	2	4	1	0	11
高松第1保育園	高松 松1-16	8	4	11	3	4	28
高松第2保育園	高松 松1-23	8	4	11	3	8	28
〇小みどり保育園	西池袋 池3-31-9	1	1	1	6	0	14
〇みどり保育園	西池袋 池3-29-9	1	1	1	2	0	15
〇長崎保育園	南長崎 崎3-9-8	1	1	1	2	0	12
〇長崎保育園	南長崎 崎3-35-8	1	1	1	2	0	12
〇同進保育園	南長崎 崎3-26-4	1	1	1	4	6	22
〇愛の家保育園	南長崎 崎4-11-3	1	1	1	1	2	12
〇千早子どもの園	千早 早1-37	1	1	1	1	0	11

西福祉事務所の受付区域  
西池袋1-5丁目、池袋1-4丁目、池袋第1-4丁目、目白3-5丁目、南長崎1-6丁目、長崎1-6丁目、千早1-4丁目、東町1-3丁目、高松1-3丁目、千早町1-2丁目。

注) 〇印は、私立保育園です。  
〇印については、公立は生後6か月経過後より、私立は生後11か月以上です。  
入園予定児童数は54年12月1日現在の調査によるもので、今後の入園の状況により多少の変動が予想されます。

## 保育園4月入園の申込みは1月31日までに



### 区立 保育園のご案内

**保育園とは**  
保育園は、保護者の労働、または疾病等の理由によって、監護すべき児童が「保育に欠ける」場合に限り入園することのできる児童福祉施設の一つです。  
したがって、学校の一つである幼稚園とは異なり、しつけをよくしたり、集団訓練に慣れさせるというような理由では、入園できません。  
「保育園入園理由となる「保育に欠ける」というのは、例えば、母

**お申込みはお早めに**  
保育園の入所申請は、年間を通じて福祉事務所で受け付けていますが、毎年4月の入園については相当数の希望者がありますので、特に今回の申込みについては、事務の処理上、1月31日(木)までに、次の要領により居住地の福祉事務所へお申込みください。  
① 申込書類  
② 家賃の状況

- ① 申請書に添付する書類
  - 所得証明
  - 動機についての方
  - 昭和54年度の源泉徴収票
  - 昭和54年度の住民税納税通知書
  - 通知書、または課税証明書
  - 自営業の方
    - ① 昭和53年度の確定申告書の写
    - ② 昭和54年度の住民税納税通知書
    - ③ 通知書、または課税証明書
- ② 昭和54年中の収入を証明できるもの
- ③ その他の証明
  - 就労の決まっている方
  - 所得証明関係は、父母とも必要です。

### 豊島区生活用品活用市 (不用品交換即売会)

- ◇日時：12月13、14日
- ◇午前10時～午後3時
- ◇場所：区民センター展示場
- ◇対象：区内在住または在勤の方
- ◇大型品：一人1点
- ◇小型品：一人1点
- ◇無料コーナーの品物は2日間均等に分けられます。その他、衣料、小物等の返品は認めません。
- ◇詳細：消費経済課2455
- ◇出品物の搬入：12月11日午前10時から午後3時まで、区民センター展示場(出品者の責任で持ち込み)してください。
- ◇清算：返金は12月15日午後1時から4時まで行います。(場所は引換証に記載)
- ◇主催：活用市実行委員会 豊島区
- ◇詳細：消費経済課2455
- ◇所得、住民税の源泉徴収票、納税通知書などを添付していただきませんが、これらの書類は入園期間中必ず必要です。
- ◇12月2日ごろに福祉事務所から提出していただくよう通知しますので、その年度の納税証明書などは紛失しないよう大切に保管してください。
- ◇問い合わせ・申込みは
  - 東福祉事務所：941-2511
  - 西福祉事務所：941-5531

### 高額療養費にお困りの方へ 療養資金の貸付けを行っています

国民健康保険の被保険者が病院などへ支払った自己負担(一部負担金)が、1か月3万円9千円を超えた場合、高額療養費として、その超えた額が支給されますが、これには申請手続きなどもあり、約3か月かかります。  
そこで、区では、被保険者の方が安心して療養に専念できるよう、多額の療養費が一時的に必要な世帯に対して、高額療養費に相当する療養資金の貸付けを行っています。  
◇貸付けを受けられる方：豊島区国民健康保険の被保険者で、1か月の療養費(一部負担金)が3万円9千円を超え、その超えた分の支払いが、一時的に困難な世帯主の方です。  
◇貸付けの額：自己負担(一部負担金)のうち3万円9千円を超えた額(高額療養費支給額に相当する額)の範囲内でお貸しします。  
◇申請の方法：豊島区国民健康保険被保険者証と、医療機関の発行した請求書または領収書などの保険診療の内訳が明確に記入されているもの、もしくは所定の用紙(国民健康保険給付係にありま)に保険点数が記入されているものと、印鑑を持って、区役所国民健康保険課給付係へおいでください。  
◇返済の方法：高額療養費を支給する際に清算します。無利子です。  
◇詳細：国民健康保険課給付係 2645へどうぞ。



### ※年末年始※ 区の窓口のご案内



▽区役所・出張所・保健所・福祉事務所・児童館・道路工事事務所・公園工事事務所・区民集会所(要町第一・東横・長崎)  
要町図書貸出センター・教育相談室

▽年末：12月23日まで  
☆年始：1月4日から  
▽勤労青少年センター・厚生会館  
・老人福祉センター・こどもくまの家・青年館・社会教育会館  
南大塚ホール・体育館・体育場

・荒川野球場・図書館・池袋図書貸出センター  
☆年末：12月27日まで  
☆年始：1月5日から  
▽豊島荘・秀山荘・高層清潔園  
☆年末：12月25日まで  
☆年始：1月2日から  
▽区民センター・公会堂・振興会館  
☆年末：12月25日まで  
☆年始：1月6日から  
▽公益質屋  
☆年末：12月31日まで  
☆年始：1月4日から  
▽中学校スポーツ開放校  
☆年末：12月26日まで  
☆年始：1月9日から

※猪苗代青少年センターは休みません。  
▽お正月の過ごし方  
・健康で楽しいお正月をお過ごしください。  
▽食品を購入するとき  
・食品には「表示」と「表示」がしてあるかどうかを調べて、品質のよいものを選びましょう。  
・「生かき」を買うときは、特に生食用であるか加熱用であるかの表示を確かめて買しましょう。  
・安い食品にとびつかず、食品の取扱いが衛生的で信頼できる店を選びましょう。  
・色が怪しいものや、あざやかすぶるものに注意しましょう。  
・製造年月日・製造元の明確なものを計画的に買い、必要以上に買いためをしないようにしましょう。  
▽食品の保管と調理  
・買った食品を調理したり、取扱いしたりする人の衛生には特に注意しましょう。  
・冷蔵庫の中は整理整頓をして冷気の循環をよくしましょう。  
・冷蔵庫内の温度は、常に5度C位に保つよう注意してください。  
かまぼこ類は30度Cでは1日で悪くなりますが、5度Cなら7〜10日位は大丈夫です。  
・残った食品は長い間保管しない、適時に処分しましょう。  
▽お正月の過ごし方  
・お正月の過ごし方  
・お正月の過ごし方



▽年末年始の検査受付はつぎのとおり行います  
◇池袋保健所  
12月17日まで・1月7日から  
◇検便(腸内細菌培養)  
12月19日まで・1月7日から  
◇検便(寄生虫・ぎょう虫)  
12月24日まで・1月7日から  
◇梅毒血清反応検査  
12月19日まで・1月7日から  
◇長崎保健所  
◇水質検査  
12月17日まで・1月7日から  
◇検便(腸内細菌培養)  
12月20日まで・1月7日から  
◇検便(寄生虫・ぎょう虫)  
12月21日まで・1月7日から  
◇梅毒血清反応検査  
12月17日まで・1月7日から

▽年末年始の犬の引き取り業務はつぎのとおり行います。  
・年末は12月27日まで(毎週火・木曜日)  
・年始は1月8日から(毎週火・木曜日)  
・受付時間は午前9時から10時  
・受付先は保健所衛生課  
▽年末年始の食品に「注意」  
年末年始は多量の食品が出回るため、とくに粗雑、不衛生な取扱いが行われています。また、ご家庭でも一度にたくさん食品を買入れて、食中毒などの事故が発生するおそれがあります。保健所では、東京都衛生局とともに、食品衛生の一斉取締りを実施しますので、ご家庭でもつぎのことに注意

して、健康で楽しいお正月をお過ごしください。  
▽食品を購入するとき  
・食品には「表示」と「表示」がしてあるかどうかを調べて、品質のよいものを選びましょう。  
・「生かき」を買うときは、特に生食用であるか加熱用であるかの表示を確かめて買しましょう。  
・安い食品にとびつかず、食品の取扱いが衛生的で信頼できる店を選びましょう。  
・色が怪しいものや、あざやかすぶるものに注意しましょう。  
・製造年月日・製造元の明確なものを計画的に買い、必要以上に買いためをしないようにしましょう。  
▽食品の保管と調理  
・買った食品を調理したり、取扱いしたりする人の衛生には特に注意しましょう。  
・冷蔵庫の中は整理整頓をして冷気の循環をよくしましょう。  
・冷蔵庫内の温度は、常に5度C位に保つよう注意してください。  
かまぼこ類は30度Cでは1日で悪くなりますが、5度Cなら7〜10日位は大丈夫です。  
・残った食品は長い間保管しない、適時に処分しましょう。  
▽お正月の過ごし方  
・お正月の過ごし方  
・お正月の過ごし方

▽区役所・出張所・保健所・福祉事務所・児童館・道路工事事務所・公園工事事務所・区民集会所(要町第一・東横・長崎)  
要町図書貸出センター・教育相談室

▽年末：12月23日まで  
☆年始：1月4日から  
▽勤労青少年センター・厚生会館  
・老人福祉センター・こどもくまの家・青年館・社会教育会館  
南大塚ホール・体育館・体育場

※猪苗代青少年センターは休みません。  
▽お正月の過ごし方  
・健康で楽しいお正月をお過ごしください。  
▽食品を購入するとき  
・食品には「表示」と「表示」がしてあるかどうかを調べて、品質のよいものを選びましょう。  
・「生かき」を買うときは、特に生食用であるか加熱用であるかの表示を確かめて買しましょう。  
・安い食品にとびつかず、食品の取扱いが衛生的で信頼できる店を選びましょう。  
・色が怪しいものや、あざやかすぶるものに注意しましょう。  
・製造年月日・製造元の明確なものを計画的に買い、必要以上に買いためをしないようにしましょう。  
▽食品の保管と調理  
・買った食品を調理したり、取扱いしたりする人の衛生には特に注意しましょう。  
・冷蔵庫の中は整理整頓をして冷気の循環をよくしましょう。  
・冷蔵庫内の温度は、常に5度C位に保つよう注意してください。  
かまぼこ類は30度Cでは1日で悪くなりますが、5度Cなら7〜10日位は大丈夫です。  
・残った食品は長い間保管しない、適時に処分しましょう。  
▽お正月の過ごし方  
・お正月の過ごし方  
・お正月の過ごし方

して、健康で楽しいお正月をお過ごしください。  
▽食品を購入するとき  
・食品には「表示」と「表示」がしてあるかどうかを調べて、品質のよいものを選びましょう。  
・「生かき」を買うときは、特に生食用であるか加熱用であるかの表示を確かめて買しましょう。  
・安い食品にとびつかず、食品の取扱いが衛生的で信頼できる店を選びましょう。  
・色が怪しいものや、あざやかすぶるものに注意しましょう。  
・製造年月日・製造元の明確なものを計画的に買い、必要以上に買いためをしないようにしましょう。  
▽食品の保管と調理  
・買った食品を調理したり、取扱いしたりする人の衛生には特に注意しましょう。  
・冷蔵庫の中は整理整頓をして冷気の循環をよくしましょう。  
・冷蔵庫内の温度は、常に5度C位に保つよう注意してください。  
かまぼこ類は30度Cでは1日で悪くなりますが、5度Cなら7〜10日位は大丈夫です。  
・残った食品は長い間保管しない、適時に処分しましょう。  
▽お正月の過ごし方  
・お正月の過ごし方  
・お正月の過ごし方

認定されると、公害医療手帳が交付され、医療費が無料になるほか、各種の補償が受けられます。  
該当事の方は、医師の診断書と印鑑を持参して、本人(子供の場合は保護者)が申請にきてください。  
本人がとられない場合は、身体の状態がよくわかる家族の方が、きてください。  
受付・問い合わせ先：衛生部管理課公害補償係(2526)へ。

区では、低所得世帯を対象に、無担保、低利率で融資する生業資金の貸付けを行っています。  
常時貸付けをしていますが、昭和55年1月14日までに申込まれた

方には、昭和55年2月下旬に貸付の予定で、  
○申込資格  
一般の金融機関から融資を受けられない方で、次のすべてに該当する方です。  
①区内に1年以上引続き居住していること。  
②主として、この貸付金による職業で生計をたてること。  
③事業計画が具体的かつ現実的で、十分に事業を開始できること。または現に事業を営んでいること。  
④昭和53年度までの住民税を完納していること。ただし、法令により課税されなかった方は、この限りではありません。

人権擁護委員会から  
東京都人権擁護委員連合会および東京法務局は、人権思想の普及啓発活動の一環として、中学生を対象に、人権に関する作文を募集し、毎年12月4日から始まる人権週間を期して、優秀作文を表彰しています。次の作文は豊島区から推薦した作文です。

特になんは、国連において国際児童年と定められていますので、児童に関する権利宣言および児童憲章に則り、児童が心身ともに健康に育ちますよう、これからご協力をお願いします。なお、人権や身の上についての相談は毎月第2・第4火曜日午後1時から区民センターで相談に応じています。

区立千早中学校  
三年三組 山本 裕子  
今までは、人権について考えたことがなかった。人権とはどういうことかよく知らなかった。でも今はわかってきたと思う。  
人権とは、「すべての人間が、生まれながら持っている能力を日々の生活の中で十分に発揮して、より幸福な人生をおくるために欠くことのできない権利」ということである。  
本当なら、基本的な人権を尊重し合い、自分達の力で大切に守り育てていかなければならぬのだが、現実には、自分だけの意見を主張したり、勝手な行動をする人がいるため、他人の人権が犯されてしまふ事が起きている。  
そういうことが起こらないよう

⑤東京都の23区内に、確定な保証人が1人あること。  
⑥都または区から資金を借りた方は、その元利金を返済していること。  
○貸付金の限度額  
1世帯80万円まで。ただし、区長が特に必要と認めた場合は10万円まで。  
○返済期間  
6か月据置期間を含め、80万円までの貸付は5年以内、80万円を超える貸付は6年以内。  
○貸付の利率  
年利3・65パーセント。ただし、すえ置き期間は無利子。  
○返済方法  
元金均等月賦償還。  
○詳細  
福祉課管理係(2621)

にするためには、お互いにゆずり合う心や、冷静になって話し合い問題を解決することが必要になってくると思う。  
具体的例を言えはいろいろあると思う。  
電車など車内での服かけ方によって一人でも多くの方がつづることかであるし、公共電話で電話をかけるときも、多くの人が使うことを考えていれば、長電話になってホック前に長い行列ができることもなくなると思う。このようになるとは、ゆずり合う心が大切になると思う。  
明るい人間関係を築くためには自制や協調が必要となる。  
その例として、のぞき見ができるからといって勝手に隣家にのぞくことは許されない。また、ピアノや大の叫ぶ音などの騒音も工夫してなくすようにしたり、お互いに話し合っ理解しておくことが必要だと思ふ。  
これから、何年後かに、社会人となって生活していく時、自分の人権が犯された時の事を考え、他人の人権を犯さないようにお互いに協力し、よく話し合っ理解して、明るく暮らしてゆけるように心がけて生活していきたいと思ふ。

区民スキー講習会

第2回分の受講希望者を募集しています。
日時：2月8日、12日(車中泊)
場所：長野県平スキー場

豊島区スキー協会 スキースクール

とさき：1月25日、28日(車中泊)
日時：2月3日
場所：区内在住または在勤の方

第5回ロードレース大会

期日：昭和55年1月13日(日)
午前9時30分スタート
会場：豊島区回廊コース(1周は約4千900メートル)

冬の青年のついで

期日：昭和55年2月1日、4日(3泊4日)
出発：2月1日午前7時
豊島公会堂前

特別教養講座

妻の法的地位
相模法改正案を中心に
講師：慶応大学法学部教授 人見 康子氏

60歳以上の方へ

やさしい謡曲教室
日時：12月17、24日、1月7、14、21、28日、2月4、11、18日

区民のひろば

料理グループ
「さくらんぼの会」
毎月1回、料理と茶見を楽しんでいるグループです。

区内警察署から

暴走族をなくすために
現在、区内では、約4千人の暴走族が走り回っていますが、その3分の1は中・高校生です。

区内警察署から

暴走族をなくすために
現在、区内では、約4千人の暴走族が走り回っていますが、その3分の1は中・高校生です。

豊島都税事務所から

昭55年度学生募集
事務人員：女子10名
受験資格：高校卒業者(55年卒業見込者を含む)及びこれと同等以上の学力を有する方

東京法務局から

年末の登記事務取扱
年内に登記の申請、または登記簿謄本・抄本あるいは印鑑証明書の交付請求等を予定されている方はなるべく左記期日までに提出してください。

国民金融公庫から

国の進学ローン
1月4日から受付開始
対象：高校、高等専門学校、大学等に進学する方の父兄の方

区内警察署から

暴走族をなくすために
現在、区内では、約4千人の暴走族が走り回っていますが、その3分の1は中・高校生です。

区内警察署から

暴走族をなくすために
現在、区内では、約4千人の暴走族が走り回っていますが、その3分の1は中・高校生です。

区内警察署から

暴走族をなくすために
現在、区内では、約4千人の暴走族が走り回っていますが、その3分の1は中・高校生です。

最近の暴走族は、単に暴走するばかりでなく、グループで暴行や脅迫などの暴力事件を起こし、また酒、たばこ、シンナー遊びなど、非行集団化の傾向をみせており、このままグループにまきこまれば、ますます非行化してしまいます。少年は勇気を出してグループから離れるよう、また親は離れさせよう、ともに努力してください。悪質な暴走族に対しては、警察も厳しい態度で臨んでいます。△トルメンヤシンナーなどを吸ったの運転は免許取消し △集団で走行し、他人に迷惑をかけるも6月以下の懲役 △子どもは暴走行為について困った場合は、遠慮なく警察へご相談ください。早い相談ほど、あなたの子どもの救いになります。電話番号は、5800-4970のヤングテレホンコーナーへどうぞ。
昭55年度学生募集
事務人員：女子10名
受験資格：高校卒業者(55年卒業見込者を含む)及びこれと同等以上の学力を有する方
入学案内の請求：60円切手を同封のうえ、〒105 区仲町1-1 東京都立板橋看護専門学校へ
池袋労働基準監督署から
最低賃金が改定されます
12月12日から東京都最低賃金が日額2千750円、時間額200円に改定されます。区内の事業主は、この最低賃金より低い賃金を労働者に使用することはできません。
電話局から
電話の移転申込みは早め
年の瀬も迫り、電話の移転など

移動図書館車「あけぼの号」巡回予定表 12月
Table with columns for date, location, and time.

の注文が増えまして電話局は大変混み合っています。電話の移転などの日取りが決まりましたらお早めに相談ください。
土曜日は正午まで
年末の事務取扱いは12月28日、29日、新年は1月4日から始まり
なお、前期及び納期後1か月以内の都税の納税は、銀行、信用金庫、信用組合で、12月31日まで取付けています。
豊島都税事務所 11211
東京法務局から
年内に登記の申請、または登記簿謄本・抄本あるいは印鑑証明書の交付請求等を予定されている方はなるべく左記期日までに提出してください。
表示に関する登記事件のうち突地調査を要するもの 12月13日
突地調査を要しないもの 12月15日
権利に関する登記事件 12月22日
昭55年度学生募集
事務人員：女子10名
受験資格：高校卒業者(55年卒業見込者を含む)及びこれと同等以上の学力を有する方
入学案内の請求：60円切手を同封のうえ、〒105 区仲町1-1 東京都立板橋看護専門学校へ
池袋労働基準監督署から
最低賃金が改定されます
12月12日から東京都最低賃金が日額2千750円、時間額200円に改定されます。区内の事業主は、この最低賃金より低い賃金を労働者に使用することはできません。
電話局から
電話の移転申込みは早め
年の瀬も迫り、電話の移転など